

2018年2月県議会

おさべ県議 所属会派「未来にいがた」を 代表して連合委員会で質問

おさべ県議は2月県議会二次連合委員会で、所属会派「未来にいがた」を代表して、原発問題、新潟水俣病、県庁働き方改革、TPP、種子法廃止問題について、知事に対し一問一答の質問を致しました。

(注) 二次連合委員会は所管する事項に関し常任委員会の中で議論の乾かなかったものを主に各議員が知事に問うものである。2月議会だけは通常の質問に加え、代表連合があり、会派を代表して所属する委員会だけでなく4常任委員会で乾かなかった事項について一括して質問するというもの。

1、原発問題について

(1) 「検証における一定の結論」について

(おさべ) 委員会審議で、「2、3年の検証の中で、その時点における一定の結論、もしくはそれ以上検証しても解決が見込めないという結論を出す」、との原子力安全対策課長の答弁があったが、一方、知事は本会議で「期限を決めているわけではない。議論が終わらないのに検証を止めるということではない」と述べている。課長の「その時点における一定の結論」では検証の議論はまだ終わらないのであり、その中で再稼働の判断をすることにはならないと考えるが、知事の所見を伺う。



(知事) どう考えても10年、20年は解決できないようなことで、これ以上考えても分からないという結論もまた結論の一つとして、その時点の結論として受け入れて検証の結果について、再開の議論を考えるということだ。

(おさべ) 今の知見でこれ以上分からないということでは理解していいか。

(知事) そのように理解して頂いて大丈夫だ。

(おさべ) そうすると、2、3年で結論が出る場合もあるし、まだ議論が続く場合もあるということではないか。

(知事) そのとおり。期限を決めていないので、もちろん延びることもある。

(おさべ) 報道で、知事は、2020年の次期知事選で再稼働に対する自らの意思を明らかにして信を問うと明言しているとあるが、検証の半ばであれば半ばあるということで信を問うのか。

(知事) 検証が途中であれば途中と、途中でないなら途中でないと、その時の自分の考え方を示していくということであり、もちろん、その中には検証の途中だということもあり得ると考えている。



(おさべ) 私が気になったのは、「その時点における一定の結論」が、総括検証でまだ議論が残っているのに、期限だからということで再稼働の判断、そういうことはあり得ないと思っているが、少なくとも検証が今の知見の中で、まだ済んでいないというときには再稼働するという判断はあり得ないということによろしいか。心配なので一応確認のためにそこだけお願いします。

(知事) そこはそうだ。検証がなされない限りできないということなので、検証が終わっていないということであれば、もちろんそういう判断になると思う。何であれ自分の考えはしっかり示すべきだということであると考えている。

(2) 検証総括委員会の総括について

(おさべ) 検証総括委員会は、三つの検証委員会がそれぞれの検証を報告し、検証総括委員会がそれを検証総括し知事に報告する。これは検証総括委員会というフィルターを通すことになり、再稼働の判断するに際し、3つの検証委員会の検討結果の結論が異なる方向となった場合に、個々の検証委員会の意図が十分に生かされないことが懸念されるが、知事

の所見を伺う。

(知事) 最終的にどうするという結論は政治が出すものであって、総括委員会というのはそれぞれの科学的、合理的な検証をまとめるということだと思います。それでは必要ないのではないと言われるかもしれないが、やはりきちんとした報告書一つにまとめるためには、総括というものがいるのだと思う。総括委員会の中には、それぞれの検証委員会の委員長、副委員長が必ず委員として参加しているので、総括検証委員会の議論を反映したものになると考えている。一定のずれがあっても、基本的には各それぞれの検証結果を十分に生かされるものと考えている。

(おさべ) 検証総括委員会は、稼働するかしないかではないにしても、総括だから一定の結論というのは一定の方向が出るのではないのか。検証総括委員長が、マスコミのインタビューで、報告書と知事の判断が食い違う場合には意見も申し上げたい、と言っていたが、これは、総括委員会が一定の方向を出すということではないのか。

(知事) 検証総括委員長のあの言葉は非常に素晴らしいと思っている。科学と行政との区別を非常にしっかりされていると思う。科学で検証としてできるのは、危険というものがどのくらいあるかということであり、それを受けて、ではどうするかというのが政治的な決断になると思う。

まず、総括委員長として、科学者としてどう考えると。こういう危険があると思う、もしくははないと思うということを言った上で、最後は、基本的には政治家である、知事、政治的プロセスによって決断される。その決断に対して、総括委員長は、わたしはそういう結論になってほしいとは思わないというのであれば、それははっきり言えばいいし言うべきだと思う。それを含めて民主的なプロセスで決定されると考えている。

(3) 総括委員会と技術委員会の位置づけについて

(おさべ) 技術委員会は福島事故の検証については、検証報告が検証総括委員会の中で 3 つの報告の一つとして全体の検証総括報告に包含されるが、柏崎刈羽原発の安全性の検証総括については、検証総括委員会には直接包含されない。しかし知事は参考にするとやっている。技術委員会はこれまでの経緯も含め、柏崎刈羽原発における検証総括については検証総括委員会からは独立したものであり、その技術委員会の柏崎刈羽原発の安全性の検証は再稼働判断において検証総括委員会の報告と同列のものとするのが所見を伺う。

(知事) 委員の言うとおりに同列かと思う。それぞれ別個の報告書であると考えており、それぞれが独立に同列なものとして出てくるというふうに考えている。その両方を独立に採

見したうえで、そこは政治的な決断になると考えている。

(4) 福島原発機器損傷の検証と再稼働判断について

(おさべ) 池内検証総括委員長はマスコミのインタビューで「他の原発の再稼働が進む中、県が検証を続ける意味」について問われ、「例えば、国会の事故調査委員会が、原発が津波に襲われる前に地震で重要機器が損傷していた可能性を指摘していた」とし、「事実が明らかになるまでは検証を続けるべきで、本来は政府に検討する責務がある」と述べている。この問題は、現在技術委員会でも議論されており、福島原発の技術的な検証の極めて核心的な部分であると認識しているが、知事も「事実が明らかになるまでは当然再稼働の判断はあり得ない」と考えていいか。

(知事) 検証が終わらないうちにその判断はできない。一方、意見が分かれないながらも、専門家同士が話せば、これ以上検証を進めても、もう分かりようがないというポイントは大体来る。その場合には、それは分からないことを前提で判断する。

(おさべ) 今述べたように、事故の原因が地震か津波かは、まさに技術委員会の核心的な部分だと私は思っている。そこで、例えば事故原因が地震であったときには、その対策を講じない限りは再稼働できないことになる。逆に、議論が乾かなかった場合、知事はどちら側に立つのか。県民にとっては極めて重大な問題だ。科学的、合理的に議論をして懸念が払拭されない場合は当然安全側に立つべきと考えるが、知事の所見を伺う。

(知事) 安心安全が最優先であるが、同時に、世の中に完全な安全はない。明日隕石が降って死ぬ可能性は全くゼロではない。安全と云うのはどの程度かということを考えてうえで、何十分の一、何百分の一であろうが（事故に）当たる人は当たる、当たらない人は当たらない。最終的には結局確率論なので、言葉は悪いが、ある種の割り切りで判断するしかない。その意味では合理的な安全で（判断する）いうべきかと思う。

(おさべ) 原発事故の被害の大きさという特殊な状況を考えなければいけない。中越沖地震で技術委員会が柏崎刈羽原発事故の検証で議論が十分乾かない中で一定の結論を出し、再稼働に進んだことに対して、科学者技術者の会から「きちんと検証し、それを福島に生かしていたら、福島原発事故は防げた」との悔悟の思いが述べられた。徹底的に審議をし、かつ安全側に立つことが必要だということを申し上げておきたい。

(5) 再稼働の地元同意の UPZ 内自治体への拡大について

(おさべ) 柏崎刈羽原発の再稼働の地元同意について、希望する UPZ 内の自治体も、対象とすべきと考えるが、知事の所見を伺う。

(知事) UPZ に限らず県内のあらゆる基礎的自治体に関心があるので、その意見を救い上げる仕組みは非常に重要であると思っている。ただ、どこまで、どの様に意見を集約するかということもあるので、やはり立地自治体と、そのほかは広域自治体としての県が集約していくことが現実的ではないかと思っている。

(おさべ) 規制委員長も言っているように、例え、規制基準を満たしたとしても事故は起きる。福島のような事故が起こり得る。一旦事故が起きれば、放射能から逃れたとしてももう故郷には帰れない。自治体の住民が自分のことは自分で決めたいというのは当然の権利だと思うが。

(知事) 非常に難しい問題だ。故郷喪失。もう二度と故郷に戻れないということに関して、意見を言う、言えてしかるべきであり、意思決定できてしかるべきだという気持ちは非常によく解る。解ったうえで、しかし、結局多くの人が同じ意見になるということは基本的にはないわけなので、広域自治体として県がいかにかその納得感を持った意見の集約ができるかという役割が大きいのではないかと考えている。
仕組みとしてはやはり、立地自治体、それ以外の自治体の意見は広域自治体である県が集約するという形が、本当に望ましいかどうかはともかく、次善の策としてはそれしかないのではないかと考えている。

2、新潟水俣病

(1) 認定基準と高裁判決についての知事の認識

(おさべ) 新潟水俣病について、本会議で知事は「基本的には、高裁のとおりにはないとほぼ同じ判断がなされることになるので、そこは高裁判断を尊重するというのがあるべき姿だと考えている」とする一方、「法定受諾事務であるので、その限界はあるということだと考えている」と述べており、委員会審議でも同様の答弁であった。国は、基準と高裁判決は矛盾しないと言っているが知事はどう認識しているか伺う。

(知事) 基本的には高裁判決の判断を尊重していいというふうに考えている。ただ、やはり制度としては法定受諾事務であるので、国がこうしろと言われたらそれは法律の建前上そうせざるを得ないというところがあるので、もし違うということであれば、国の責任に

おいてきちんと説明して頂きたいと考えている。

(2) 判決により範囲の拡大の認識

(おさべ) 高裁判決によって、これまでに比べ、認定の可能な被害者の範囲が拡大したと考えていいのか伺う。

(知事) 今回の判決でこれまでの基準では認定されなかった患者が認定されているということなので、実際にそういうことが起こっているということだと思う。

(おさべ) 少なくとも国は矛盾しないと言っているのだから、高裁判決は基準を補完するもの、基準の範囲内と考え、この度の 9 例と同様な事例は、今後は当然審査会で認定されるというべきではないか。またそのように審査会に要請すべきではないかと考えるが所見を伺う。

(知事) 矛盾しないということは両方とも判断の基準に使っていいということになるのかと思う。そして裁判の結果は判決で、今までの基準では認定されなかった方が認定されているということなので、今の国の説明をそのまま受け止めれば、基本的には同じことになると言うことだと思う。審査会は独立のものなので、こちらからこうすべきと要請するのは趣旨に反すると思うが、同時に判決が出ているというのは、言わなくても審査会の委員は当然知っていると思うが、資料としてこれを示すということになる。現在国は矛盾しないという説明だけである。

(おさべ) 国に働きかけているということだが、国がこれまでの域を出ない場合、知事はどうするのか。

(知事) そこは制度に則ってということになるので、審査会に国が示している基準はこのとおりでかつ、これと矛盾しないと言っている判例はこのとおりで、判例に則って適正に判断してくださいと申し上げる以外にないということであり、そうさせて頂いて、そのように判断されるというふうに思う。

(おさべ) 1965 年に発症して 53 年。現在申請者が 160 数名。被害者も高齢化し正に今、時間との勝負であり、実効ある解決に向け、米山知事の政治家としての出番だと考えるが政治家として知事の決意を伺う。

(知事) 全ての被害者の方が迅速に救済されるべきであり、国の基準はこうであり、かつ、

それと矛盾しない高裁判決はこうであるということはきちんと示したうえで、迅速にやらせて頂きたいと思っている。ただ、国が新たな説明をしてきた場合には、それに応じて対応するということになるかと思うが。

3、県庁職員の働き方改革について

(1) 長時間外勤務を前提にした人員確保

(おさべ) 委員会において「管理・監督職員による適正な業務管理や業務量に応じた柔軟な人事配置、必要に応じ、年度途中における増員などにより取り組んできた」としている。一方、時間外の目標管理による計画的な取り組みで 29 年度の目標で、超時間外勤務の縮減で、年間 1000 時間以上ゼロ、単月 100 時間超は縮減、本庁の年間 360 時間超の職員 20%、となっているが、このような目標設定を基準にした人員配置では長時間労働の大幅な減少は望めないと思う。目標は例えば、厚労省の基準や労使確認書にある災害業務の特例の月 45 時間以内、年間 360 時間以内に合わせて人員の確保を図ることが必要と考えるが所見を伺う。

(知事) 提案頂いた本庁年間 360 時間、地域機関の公共部門も月 45 時間、年間 360 時間は長期的な目標としては望ましいが、現状からは一足飛びということはできず、基本的には現在掲げている目標をまず着実に達成してまいりたい。

(2) 災害復旧業務と増員

(おさべ) 総務委員会において、月 100 時間を超える時間外勤務のある職場について「災害が起きた場合、瞬間的にどうしても業務が膨らむ」と答弁しているが、瞬間的とは発生直後の対応を指すのであって、その後の復旧業務は切り離す必要があると考える。水害などの災害復旧業務の対応をしている職員が過労死基準を超える長時間勤務により、現役職員が死亡するなどの 2 次災害につながる懸念が払拭されないが、増員を含めた必要な人員の確保が必要と考えるが所見を伺う。

(知事) 発生直後の業務に加えてその後の復旧事業の業務量も非常に増えてしまうので、その業務量も踏まえたうえで、年度途中において増員するなど特定の職員の過度な負担が集中しないよう取り組んでおり、引き続き適正な人員配置に努めて参る。

(おさべ) 瞬間的業務とはどれくらいのことを言うのか。

(知事) それぞれの部局によって違うと思うが、それぞれの災害ごとにまずの応急的な処置のところは応急的に。今すぐ対応すべきことに関してが、瞬間的というところであり、その後、多少なりとも時間の余裕をもって手軽に進められるというところが、その後の継続的なところというように区分けされると考えている。

(おさべ) 災害が発生すると初動の対応は現場を抱える地域の所属職員が行う。その後の災害対応については、年度当初においても、本庁、地域から職員を該当の所属へ移動させていると、回答されているが、災害復旧は、完了するのに3年から5年続き、大規模災害になれば、長ければ7年を超えることもある。その災害業務、通常の工事業務に加え補正予算が加わる。毎年の補正予算により非常に業務量が増えている。今年度の例でいえば、昨年7月の大雨による災害復旧業務、引き続き補正予算。多数の工事件数を受け持つ職員も多くいる。補正予算、当初予算とも早期発注しろ言われ、業務は引き続き切れ目のない状態が続き、結果として一人当たり残業時間が過労死の発生確率が高まる週45時間超は恒常的に継続する。この実態をどう認識しているのか伺う。

(知事) 3か月位のところまでは緊急的なところで、やむを得ないところがあると思うが、そこから後は、ある程度、予測できるので、キチンと計画的に人員を補充していきたいと考えている。恒常的に時間外勤務が増えているところに関しては、ぜひ改善に努めてまいりたい。

(おさべ) 客観的な実労働時間の把握が必要だと考えるが。

(知事) 客観的な実労働時間を把握できる仕組みについて検討を進めているところであり、検討の後、実現してまいりたいと考えている。

(おさべ) 新潟県知事は、働き方改革推進会議に参画され、「新潟県働き方改革」の共同宣言されている。その中で「長時間労働の削減や年次有給休暇取得の促進など、これまでの意識や働き方を見直すことと働き方改革を進めることは、全ての人々が安心して働き、生き生きと働くことが出来る職場環境を進めることが新潟県全体の発展に結びつくとし、広く各団体や自治体等とも連携し取り組む」と記されているが、県のトップリーダーとして、まず自ら、県庁の中から変えていくことが必要だと考えるが、所見を伺う。

(知事) いきなり仕事が減るわけではないし、人員も予算の関係で増やせるわけでもない。実際に、働き方改革が文字どおり働き方の改革であり、時間の減少だけでなく、どこまでの仕事を、どういう手順ですべきなど、職場全体の文化を変えていくというところ

ろだと思う。

(おさべ) ワーク・ライフ・バランスは、まさに職員そのものに関わること事なので、県の働き方改革プロジェクトに職員の代表を加えることが必要と考えるが伺う。

(知事) プロジェクトの中に組合代表を入れたらとのことであるが、組合代表とはいろいろなところで折衝しているので、その中で意見を伺うというのが、基本的に今の考えである。

4、TPP について

(1) TPP11 締結の及ぼす影響について

(おさべ) TPP11 締結が我が国に及ぼす影響について伺う。また、県は本県に及ぼす影響を過少に評価しているのではないかと考えるが、知事の所見を伺う。

(知事) 農業のほかにさまざまな輸出関連産業などにプラスマイナスのそれぞれの影響があるものと考えている。県内においては、特に農業分野では、中、長期的には牛肉、豚肉や乳製品等で輸入価格の低下による国産価格への影響等が懸念されることから、畜産業の体質強化を図るために、畜産農家の検疫部の拡大や生産性の向上などの施策を充実することとしている。また、本年1月には、県 TPP 対策本部会議を開催したところであり、今後も適宜適切に影響分析や情報収集を行い、必要に応じてタイミングを失することなく国への要望等を行って参りたいと考えている。過小評価かどうかについては、正直 TPP11 がどういう影響を及ぼすのか非常にわからないというのが本当のところだ。

(おさべ) TPP11、日欧 EPA、米国の動きはそれぞれ影響を及ぼしていると考え。例えば、鈴木宜弘東大教授が言うように、日欧 EPA で乳製品は TPP 以上の上乗せを決めたが、それが TPP 参加国から同様の条件を、との要求につながり、その結果、TPP 機運の高まりや、米国農業業界等の日米 FTA の声を加速。この連鎖は TPP11 による自由化ドミノであり、世界全体に際限なく拡大することになる食と農と暮らしの崩壊のアリ地獄になるとの懸念が消えない。

また、鈴木教授は具体的な話もしている。すなわち、米国を含む TPP で農産物で合意した内容を米国抜きの TPP11 で修正せずに生かしたら、例えば、オーストラリアやニュージーランド、カナダは米国分も含めて日本が譲歩した乳製品の輸入枠を全部使えることになる。バターと脱脂粉乳の生乳換算で、7万トンの TPP 枠が設定されているが、米国枠がアメリカ分が3万トンあるとすれば、米国は FTA で3万トン、あるいはそれ以上の輸入枠を作れ

というのは必定である。結果、10万トン以上に拡大しているが、このような懸念はないか。

(知事) 懸念はあるが、基本的には防げると思う。政府が責任をもってきちんと国益を守る交渉をするということに尽きると思う。

(2) 種子法廃止について

(おさべ) 国の種子法廃止に対応した県主要農作物種子条例の提案を高く評価する。しかし、種子法廃止はTPP交渉の中から出てきたものであり、この廃止法とセットの農業競争力強化支援法に「種子その他の種苗について都道府県等有する種苗の生産に関する知見の民間業者への提供を促進する」ことが記されており、モンサント等メジャー農業資本が国内の種子を寡占することが危惧されているが、これについて知事の所見を伺う。

(知事) 懸念する声があることは承知している。しかし、都道府県の知見を民間事業者に提供する際に、民間事業者の開発等の考え方を十分に確認するとともに、目的外に利用されないように対策を講じることを妨げるものではないと理解しているし、ある種、契約の自由を妨げるものではないと理解している。もし仮に、そういうことがあったら、民間事業者の開発等の考え方を十分に確認するとともに適切な共同開発契約を結ぶなどして、知見が不適切に利用されないよう対応してまいりたいと考えている。また、同時に国内外で品種登録を行うことで、育成を保護して、遺伝資源の法的権利を確保し、海外流出をはじめとする権利侵害を防止することも必要であり、そのような取り組みを進めて参りたい。

(おさべ) すると、民間に今までの知見の提供を拒否できると考えていいのか。

(知事) 勿論、これは基本的に罰則もない、あらゆる法律での罰則がないものというのはほとんど意味がないわけで、その意味では、これは努力規定的なものであり、もちろん拒否できると思う。

(おさべ) これは大事なことだと思うので、是非、国等に確認して頂きたい。そして、やはり、国などにいろんな働きかけをして、それは守る法律みたいな、あるいは仕組みみたいなものを作る必要があると考える。私は、県がせっかく種子条例を作っても、守り切れないのではないかと心配して言っているのだが、是非そのことも含めて確認して頂きたいが、ご意見があったら伺う。

(知事) もちろん、県が蓄えた知見は、県民全体の財産であるので、不当に渡すことは全く考えていない。また、法律の立て付け上も、そのような立て付けではないと理解しているので、そのように取り組ませて頂く。